

大分県がん対策推進条例（仮称）案

（目的）

第1条 この条例は、がんが、県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関し、県の責務並びに市町村、がんの予防又はがんの治療等を行う医療機関（以下「保健医療機関」という。）、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見並びに科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）に関する施策の基本的な事項について定めることにより、県民の視点に立ったがん対策を総合的に推進することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、国、市町村、保健医療機関並びにがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）で構成される団体その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）との連携を図りつつ、がん対策に関し、本県の特性に応じた施策を策定し、実施するものとする。

（市町村の役割）

第3条 市町村は、県、保健医療機関及び関係団体等と連携し、がんの予防及び早期発見に関する施策の推進に努めるものとする。

（保健医療機関の役割）

第4条 保健医療機関は、県が講ずる施策の実施に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者等の置かれている状況を深く認識し、良質ながん医療を行うよう努めるものとする。

2 保健医療機関は、がん患者等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報を提供するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができ、従業員本人又はその家族ががん^りに罹患した場合であっても、安心して治療し、療養し、又は看護することができる環境の整備に努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第7条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、市町村、保健医療機関及び関係団体等と連携し、及び協力して、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんの罹患に関する知識の普及及び啓発
- (2) 県の庁舎、学校、病院、公園、歩道その他多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策の推進
- (3) 性別による特有のがん及びがん^りに罹患しやすい年齢を考慮したがん予防に関する正しい知識の普及及び啓発
- (4) がんの発生に關与するウイルスに対する感染防止及びがん^りの罹患を予防するための医学的管理の推進
- (5) がん検診受診率の向上のための施策
- (6) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策

(がん医療に関する施策の実施)

第8条 県は、がんによる死亡者の減少を図るとともに、がん患者等の苦痛の軽減及び療養の質の維持向上を実現するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
- (2) 緩和ケア（がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下同じ。）に関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成、治療の初期段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進、在宅において緩和ケアを受けることができる体制整備の支援その他の緩和ケアの充実のために必要な施策
- (3) がん患者等の意向に基づく在宅におけるがん医療の充実
- (4) がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）の整備及び機能強化並びにがん診療連携拠点病院の相互間及びその他の医療機関との連携協力体制の推進
- (5) がん患者等に対する相談体制の充実強化及びがん患者等の経験を生かした支援活動等の推進
- (6) 地域がん登録（がん患者のがん^りの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するためにがんに係る情報を登録する制度をいう。）の推進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、がん医療の向上のために必要な施策

(財政上の措置)

第9条 県は、がん対策に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。